

日本スポーツ振興センター災害共済給付申請について

学校管理下で発生した災害につきましては、日本スポーツ振興センター災害共済給付申請の対象となる場合があります。申請に必要な書類は保健室でお渡しいたします。お子様を通して学校にお知らせください。

- ① 共済給付は、学校管理下で発生した災害で、健康保険適用の医療費が傷病に係る初診から治癒までの間の医療費総額500点（5000円）以上（窓口で支払う総額が1500円以上）のものが対象となっています。保険外診療分（紹介状のない大きい病院の初診時の自費分や差額ベッド代等）、交通費等は給付対象になりません。
- ② 受診時に医療助成制度（子ども医療助成等）を利用した場合は、自己負担額に応じた額が給付されます。なお、医療助成制度については、各自治体により取り扱いが定められています。
- ③ 受診した月から2年以内に請求を行わなければ無効になります。給付期間は初診月から10年間です。
- ④ 審査の結果、給付が決定しましたら、請求書をお渡しします。必要事項をご記入いただき、学校にご提出ください。給付金は保護者の方の口座への入金となりますが、請求してから支給されるまで1～2か月程度かかります。
- ⑤ 書類提出日によっては翌月の申請となることがありますので予めご了承ください。

ご不明な点がございましたら、保健室までお問合せください

TEL：023（664）5462